

平成 29 年 2 月 21 日

高知県議会議長 武石利彦様

高知県議会危機管理文化厚生委員会委員長 加藤 漠

印

危機管理文化厚生委員会報告書

平成 28 年 12 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
自 29. 1. 24 至 29. 1. 25	(1) 熊本地震に係る対応と課題について (熊本県庁) (2) 熊本地震の概要について (熊本市役所) (3) 熊本地震による益城町の被害状況等について (益城町役場) (4) 自主避難所の運営について (老人総合福祉施設グリーンヒルみふね) (5) 熊本地震に係る対応と課題について (宇土市役所)	熊本県

以上、報告の詳細については、調査出張報告書を参照してください。

平成 29 年 2 月 21 日

高知県議会議長 武 石 利 彦 様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 明 神 健 夫

印

商 工 農 林 水 産 委 員 会 報 告 書

平成 28 年 12 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
29. 2. 9	(1) 高知県広域食肉センターにおける現状と課題について (2) 高知県自然保護基金に属する土地の処分規定について	高知市

以上、報告の詳細については、調査出張報告書を参照してください。

平成 29 年 2 月 21 日

高知県議会議長 武 石 利 彦 様

高知県議会議会運営委員会委員長 土 森 正 典

印

議 会 運 営 委 員 会 報 告 書

平成 28 年 12 月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
29. 2. 15	(1) 2 月定例会の日程及び運営について (2) 事務局及び執行部席の変更について (3) 次期常任委員及び議会運営委員について (4) 議会予算について (5) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

## 意見書に関する結果について (平成28年12月定例会における議決に関するもの)

### 1 受動喫煙防止対策の強化に関する意見書

国は、受動喫煙防止対策を盛り込んだ健康増進法の改正法案を3月上旬の通常国会に提出する方針であり、対象施設等をその区分によって、敷地内禁煙、建物内禁煙、喫煙室設置可の建物内禁煙の3段階で規制し、喫煙場所の施設基準や違反時における罰則の適用などが盛り込まれる方向となっている。

現時点では、喫煙禁止場所の範囲や施設区分の詳細は検討中とされているが、原則建物内禁煙を目指していた飲食店のうち、小規模店は例外として喫煙を認める方向で調整されている。

なお、国における受動喫煙防止対策を行う事業所への新たな支援制度の創設については、今のところ具体的な動きはない。

### 2 ヒートポンプ給湯機の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書

現時点で、都道府県単位での専門窓口の設置に向けた具体的な国の動きはない。

環境省では、低周波音による人体への影響について、従前から諸外国の科学的知見の収集を実施しており、平成29年度においても、知見の収集に係る予算について概算決定されている。

また、今後の取り組みとして、最新の知見を踏まえて低周波音対応の手引書等について見直しを進めることとしている。

### 3 安定的な森林整備予算の確保を求める意見書

「森林・林業基本計画」に掲げる施策の推進に向けた平成29年度予算額については、平成28年度と同程度の林野庁予算が概算決定されている。

「森林環境税（仮称）」の早期実現については、林野庁は、平成29年1月6日から13日にかけて地域ブロックごとに森林吸収源対策等の推進に係る都道府県課長会議を開催し意見を聴取するなど、同税の早期導入に向けて作業を行っている。

森林吸収源対策として措置された地方財政措置については、500億円で平成28年度と変わらないが、森林所有者から寄附を受け入れて公的な管理を強化するために、市町村が行う森林境界の測量、担い手対策の一環として一定の知識を持つ林業技術者の活用、森林所有者と協定等を締結した間伐等について、新たに特別交付税措置の対象として拡充されている。

「地球温暖化対策のための税」を活用した木質バイオマスエネルギー等の利用に係る予算については、環境省の平成29年度予算（エネルギー対策特別会計）で概算決定されている。

森林資源の循環利用の確立に向けた再造林・保育や鳥獣被害対策を含めた森林整備を推進する事業及び苗木の安定供給のためのコンテナ苗の施設整備、花粉症対策品種や成長に優れた品種等の採種園等の整備については、林野庁の平成29年

度予算で概算決定されている。

公共建築物の木造化については、林野庁、国土交通省の平成29年度予算で、中高層建築物等へのCLTの利用拡大等については、林野庁、国土交通省、環境省、経済産業省の平成29年度予算で、森林認証・認証材の普及拡大に向けた対策については、林野庁の平成29年度予算でそれぞれ概算決定されている。

林業労働力の育成・確保に向けた施策の拡充、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化については、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業による新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策や林業労働安全推進対策への支援が、林野庁の平成29年度予算で概算決定されている。

国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターが実施している水源林造成事業など、公的主体による森林整備事業及び不在村所有者森林などの集約施策が困難な森林の情報収集や境界の明確化を図る支援については、林野庁の平成29年度予算で概算決定されている。

林家の相続税の特例措置については、平成28年12月22日に閣議決定された平成29年度税制改正大綱において、森林経営計画に定められている区域に存する山林のうち、同一の小流域内に存する面積が5ha未満である一定の山林を納税猶予の適用対象に加えるなど、相続税の納税猶予制度、延納の特例制度について拡充されることとなっている。

#### 4 大規模太陽光発電所の開発に係る法整備を求める意見書

国では、固定価格買取制度（FIT制度）の根拠となる電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を平成28年6月に改正し、平成29年4月1日から施行することとしている。この施行に伴い、同法及び同法施行規則に基づき遵守が求められる事項並びに法の目的に沿った適正な事業実施のために推奨される事項を記載した事業計画策定ガイドラインを策定するため、平成29年1月13日から2月11日までの間、パブリックコメントにより意見を募集している。

このパブリックコメントにおいて示されている事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）案では、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施することが推奨されると記載されている。

太陽光発電に係る環境影響評価については、平成29年1月23日付けで、環境省総合環境政策局環境影響評価課より、都道府県及び政令市に向けて「太陽光発電の設置に係る手続等に関するアンケート調査」が行われ、法整備に向けて「太陽光発電に対する各自治体の最新の状況を収集」とともに、「環境省からのよりよい情報提供に向けた御意見・御要望を伺う」としている。

#### 5 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

国においては、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度（平成27年度）地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

る。

このことから、平成28年11月29日に閣議決定された「平成29年度予算編成の基本方針」においては、「財政健全化への着実な取組を進める一方、基本的考え方に沿って、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。」とされており、平成29年度地方財政計画では、一般財源総額について、社会保障の充実分も含め、平成28年度を0.4兆円上回る62.1兆円が確保された。

なお、地方交付税総額については、前年度を0.4兆円下回る16.3兆円となり、臨時財政対策債を0.3兆円増の4兆円としており、概算要求時点における地方交付税の減と臨時財政対策債の増が可能な限り抑制されている。

(概算要求時点)

地方交付税16.0兆円 (対前年度△0.7兆円)

臨時財政対策債4.7兆円 (対前年度+0.9兆円)

また、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を実施するための「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成28年度と同額の1兆円が確保されている。あわせて、地方創生推進交付金についても1,000億円が当初予算案に計上され、その地方負担についても、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に地方財政措置を講じることとされている。

今後も引き続き、国の動向を注視しつつ、必要に応じて、本県独自の政策提言を行うほか、他の地方公共団体とも連携しながら全国知事会や国と地方の協議の場等のあらゆる機会を通じて、地方の税財源の確保・充実を初め、地方の社会保障の充実と安定化や、防災減災対策の加速化、地方創生の推進など、地方が抱える課題の解決に向け国に対して働きかけていくこととしている。

高知県議会議長 武石 利彦 様

高知県知事 尾崎 正直

印

議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 平成29年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成29年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成29年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成29年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成29年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成29年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成29年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成28年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 26 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 29 号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

- 第 30 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 31 号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成28年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 33 号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
- 第 34 号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 35 号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 36 号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第 37 号 平成28年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 38 号 平成28年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 39 号 高知県債権管理条例議案
- 第 40 号 高知県国民健康保険運営協議会条例議案
- 第 41 号 高知県子ども食堂支援基金条例議案
- 第 42 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 43 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 44 号 高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案
- 第 45 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 46 号 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案
- 第 47 号 高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案
- 第 48 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 49 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 50 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 51 号 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 52 号 高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 53 号 高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 54 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 55 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 56 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 57 号 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 58 号 高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案
- 第 59 号 県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案
- 第 60 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 61 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 62 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 63 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案



議発第1号

条例議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に、高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案を別紙のとおり提出します。

平成29年2月21日

高知県議会議長 武石利彦 様

提出者 高知県議会議員 浜田英宏

同 久保博道

同 弘田兼一

同 桑名龍吾

同 土森正典

## 別 紙

### 高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案

高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例を次のように定める。

平成29年 2月21日提出

### 高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 県産木材の供給及び利用の促進に関する計画（第11条）
- 第3章 県産木材に関する施策
  - 第1節 県産木材の供給の促進（第12条）
  - 第2節 県産木材の利用の促進（第13条－第16条）
  - 第3節 県産木材の好循環（第17条－第20条）
- 第4章 雑則（第21条・第22条）

#### 附則

本県は、森林面積が県土の約84パーセントを占めるとともに、温暖多雨な気候といった自然環境を生かし、積極的に杉や檜<sup>ひのき</sup>の造林に取り組んできたことから、全国有数の森林県となっている。

これまでも、我々県民は、この豊かな森林から、県土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>など、多くの恩恵を受けてきた。また、森林から産出される木材を用いた建築物や工芸品には時を経るごとに美しさを増す文化的な価値があり、それらに囲まれ生活することにより、心温かな県民性が育まれてきたところである。

さらに、近年においては、森林には地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が、木質バイオマスには再生可能なクリーンエネルギーとしての役割が期待されている。我々県民は、こうした役割が十分に発揮される環境を整備し、循環型社会の形成を目指していかなければならない。

しかしながら、県内の森林の多くは、資源としての成熟度を増し、経済的な価値の発揮が期待される時期に来ているものの、長引く木材価格の低迷は林業生産活動の停滞を招き、そのため中山間地域から林業労働者が減少し、過疎化や高齢化を招くなど、林業を取り巻く状況は厳しさを増しており、間伐をはじめとする適正な手入れや皆伐後の造林などの森林管理は停滞し、森林の有する多面的機能の低下や災害の発生が懸念される状況となっている。

そのため、本県では、森林の保全と中山間地域の活性化とを図るため、様々な取組を進めてきたが、さらに、本県の豊富な森林資源を良質材から低質材まで余すことなく活用することにより、県産木材の経済的価値を高めることが求められている。

こうした取組を通じて、再造林など森林管理の促進と県産木材の生産、加工、流通及び需要の拡大とによる経済活動の発展を実現し、ひいては森林の長期のサイクルに合わせた持続可能な好循環の流れを実現していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、豊かな自然に囲まれた県土を保全し、森林がもたらす多くの自然的、経済的恩恵を後世に継承していくため、林業関係者や行政はもとより県民が一体となって、本県の豊富な森林資源である県産木材の供給及び利用を促進するために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進による県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。第12条第2号において同じ。）を行う者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (6) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

### (基本理念)

第3条 県産木材の供給及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展が本県の経済の活性化に不可欠であることに鑑み、県産木材の供給及び利用の促進により、その経済的価値の向上が図られること。

(2) 森林が多面的機能を有するとともに再生可能な資源であることに鑑み、県産木材の供給及び利用の促進により、森林の次世代への継承及び循環型社会の形成が図られること。

(3) 県産木材の供給と利用が密接不可分の関係にあることに鑑み、林業及び木材産業その他関係産業の効果的な連携の推進により、関係事業者の持続可能な事業経営の仕組みが構築され、ひいては県産木材の好循環の促進が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、前条の県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

2 県は、市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念に基づき、県産木材の供給及び利用の促進が本県における経済の活性化及び森林の保全等に資することについての理解を深めるとともに、その日常生活及び事業活動を通じて、県産木材の利用の促進に努めるものとする。

2 県民等は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第7条 森林所有者は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるものとする。

2 森林所有者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第8条 林業事業者は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産木材の安定的な供給に積極的に努めるものとする。

2 林業事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第9条 木材産業事業者は、基本理念に基づき、県産木材の多段階の利用（まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用する

ことをいう。)等の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の継承及び一層の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に積極的に努めるものとする。

- 2 木材産業事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第10条 建築関係事業者は、基本理念に基づき、県産木材に係る知識の習得、県産木材の積極的な利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に努めるものとする。

- 2 建築関係事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 県産木材の供給及び利用の促進に関する計画

(基本計画の策定)

第11条 知事は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的事項
- (2) 県産木材の供給及び利用の目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県産木材の供給及び利用の促進に関し必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

## 第3章 県産木材に関する施策

### 第1節 県産木材の供給の促進

(県産木材の供給の促進のための措置)

第12条 県は、県産木材の供給の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- (2) 県産木材の生産に係る基盤の整備並びに森林施業の集約化及び人材の育成に関すること。
- (3) 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。

### 第2節 県産木材の利用の促進

(県産木材の利用の促進のための措置)

第13条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 建築物、公共土木施設その他の工作物(次条において「建築物等」という。)及びこれらに係る工事における県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に関するこ

と。

(2) 直交集成板、合板、木質ボード等への加工、エネルギー源としての利用等の県産木材の有効利用に関すること。

(3) 県産木材の利用の促進を担う技術者等の育成に関すること。

(4) 県産木材のブランド化（県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び産地の認証に関すること。

(5) 県産木材の新たな用途の開発に関すること。

(6) 県産木材の国内外への販路の拡大に関すること。

（県の建築物等における県産木材の利用等）

第14条 県は、自ら行う建築物等の整備に当たっては、知事が別に定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとする。

2 県は、県民等による県産木材の利用を促すため、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。

（県産木材利用推進月間）

第15条 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設ける。

2 県産木材利用推進月間は、10月とする。

3 県は、県産木材利用推進月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

（表彰）

第16条 県は、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者の表彰を行うよう努めるものとする。

### 第3節 県産木材の好循環

（県産木材の好循環の創出）

第17条 県は、第12条から前条までの規定による施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県産木材の好循環を創出し、森林所有者その他県産木材に関わる者の持続可能な事業経営を図るよう努めるものとする。

（情報の提供）

第18条 県は、県産木材及び県産木材を利用した製品の安定的な供給並びに建築物における県産木材の利用の推進に資するため、県産木材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者に対する県産木材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。

（普及啓発）

第19条 県は、森林の有する多面的機能及び断熱性、調湿性、景観の向上、癒やしの醸成

等の木材の有する機能を研究し、その成果及び県産木材を利用する意義に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、県民等が県産木材に親しむための催しの開催等に努めるものとする。

3 県は、木育（県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。）の推進に努めるものとする。

（体制の整備）

第20条 県は、県産木材の供給及び利用に資するため、各産業の効果的な連携体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県、市町村、県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、大学等が協働して県産木材の利用を推進することができる体制の整備に努めるものとする。

#### 第4章 雑則

（財政上の措置）

第21条 県は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第22条 知事は、毎年、県産木材の供給及び利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている県産木材の供給及び利用の促進に関する県の計画であって、県産木材の供給又は利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためであるものは、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

28高人総第200号  
平成29年2月21日

高知県議会議長 武石 利彦 様

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

印

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

平成29年2月21日付け28高議議第255号で意見を求められた下記の条例議案につきましては、本委員会の報告の趣旨に沿ったものであり、適当であると判断します。

記

第45号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案



28 高教政第 882 号  
平成 29 年 2 月 21 日

高知県議会議長 武石 利彦 様

高知県教育長 田村 壮児

印

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の  
規定に基づく意見について（回答）

平成 29 年 2 月 21 日付け 28 高議議第 256 号で意見を求められた下記の条例議  
案は、適当なものと判断します。

記

第 44 号 高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案

## 議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	審査結果	備 考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 2 号	平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算		
第 3 号	平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算		
第 4 号	平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算		
第 5 号	平成29年度高知県用品等調達特別会計予算		
第 6 号	平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算		
第 7 号	平成29年度高知県県債管理特別会計予算		
第 8 号	平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 19 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算		
第 23 号	平成28年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 24 号	平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算		
第 25 号	平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算		
第 26 号	平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算		
第 27 号	平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算		
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算		
第 39 号	高知県債権管理条例議案		
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案		
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案		
第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 9 号	平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算		
第 10 号	平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		
第 20 号	平成29年度高知県電気事業会計予算		
第 21 号	平成29年度高知県工業用水道事業会計予算		
第 22 号	平成29年度高知県病院事業会計予算		
第 23 号	平成28年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 28 号	平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算		
第 29 号	平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算		
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算		
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算		
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案		
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案		
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案		
第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 8 号	平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 11 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 12 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算		
第 13 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算		
第 14 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計予算		
第 15 号	平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算		
第 16 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算		
第 23 号	平成28年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 30 号	平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算		
第 31 号	平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算		
第 32 号	平成28年度高知県県営林事業特別会計補正予算		
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案		
第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		
第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		
議発第1号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案		

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 8 号	平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 11 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 17 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算		
第 18 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算		
第 23 号	平成28年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算		
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算		
第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案		
第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案		
第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案		

28 高財政第 345 号  
平成 29 年 3 月 17 日

高知県議会議長 武石 利彦 様

高知県知事 尾崎 正直

印

議案の追加提出について

平成 29 年 2 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 64 号 高知県監査委員の選任についての同意議案

議発第2号

条例議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に、高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案を別紙のとおり提出します。

平成29年3月17日

高知県議会議長 武石利彦様

提出者	高知県議会議員	土森正典
	同	西森雅和
	同	田中徹
	同	弘田兼一
	同	依光晃一郎
	同	桑名龍吾
	同	前田強
	同	上田周五
	同	野町雅樹
	同	米田稔

## 別紙

### 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例を次のように定める。

平成29年 3月17日提出

### 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に定める額とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成28年高知県条例第4号）は、廃止する。



議発第3号

意見書議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に「指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年3月17日

高知県議会議長 武石利彦 様

提出者	高知県議会議員	加藤	漠
	同	野町	雅樹
	同	土居	央
	同	梶原	大介
	同	浜田	英宏
	同	土森	正典
	同	前田	強
	同	中内	桂郎
	同	塚地	佐智

## 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3,000者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件などトラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されているため廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。

よって、国におかれては、次の事項につき、早急に実施されるよう強く求める。

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

内閣総理大臣 }  
厚生労働大臣 } 様

議発第4号

意見書議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に「無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年3月17日

高知県議会議長 武石利彦 様

提出者	高知県議会議員	加藤 漠
	同	野町 雅樹
	同	土居 央
	同	梶原 大介
	同	浜田 英宏
	同	土森 正典
	同	前田 強
	同	中内 桂郎
	同	塚地 佐智

## 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっている。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、「旅行中最も困ったこと」として「無料公衆無線LAN環境」が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続の簡便性の面での課題が指摘されている。

政府は防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設などの人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけている。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献する。

よって、国におかれては、次の事項につき、早急の実施されるよう強く要望する。

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣 } 様

議発第5号

意見書議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に「ニホンウナギ資源の適切な管理と持続的な利用に関する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年3月17日

高知県議会議長 武石利彦 様

提出者	高知県議会議員	明神健夫
	同	久保博道
	同	田中徹
	同	坂本孝幸
	同	西森雅和
	同	石井孝
	同	坂本茂雄
	同	吉良富彦

## ニホンウナギ資源の適切な管理と持続的な利用に関する意見書

ニホンウナギは、全国的に漁獲量が大幅に減少しており、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧種として掲載されるなど、資源の枯渇と消費への影響が懸念されているが、その生態については、いまだに解明されていない部分が多い。

また、稚魚であるシラスウナギは、本県を初め我が国のウナギ養殖業者が養殖用の種苗として利用しているが、人工種苗の大量生産技術が未確立なため供給が不安定で、養殖業者の経営に大きな影響を及ぼしている。

政府においては、平成24年以降、中国、韓国及び台湾との間で、ニホンウナギ資源の利用について協議を開始するとともに、平成26年9月の共同声明に基づき、国内においてシラスウナギ採捕業、ウナギ漁業及びウナギ養殖業が一体となった資源管理が進められているが、今後も資源の適切な管理とその持続的な利用に向けた対策を着実に進めていく必要がある。

よって、国におかれては、次の事項につき、取り組みを推進するよう強く求める。

- 1 国が主体となって、関係国による資源管理対策を推進すること。
- 2 ウナギの国際取引の実態を調査し、適正な措置を講じるとともに、国内でのシラスウナギの流通の透明化を図り円滑な需給調整を指導すること。
- 3 ニホンウナギ人工種苗の大量生産技術開発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武 石 利 彦

内閣総理大臣 }  
農林水産大臣 } 様

議発第6号

意見書議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に「カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年3月17日

高知県議会議長 武石利彦 様

提出者	高知県議会議員	明神健夫
	同	久保博道
	同	田中徹
	同	坂本孝幸
	同	西森雅和
	同	石井孝
	同	坂本茂雄
	同	吉良富彦

## カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書

本県のカツオ一本釣り漁師が「カツオが減っている」という声を上げ始めたのは約 20 年前のことである。

このことを裏づけるように、本県のカツオの水揚げ量は減少傾向にあり、特に平成 26 年から顕著に落ち込み、ここ 3 年間の県内水揚げ量は 800 トンから 1,000 トンと過去最低の水準で推移している。月別にみると本県の漁期としては、4～6 月の上りカツオと、10～12 月の下りカツオがあるが、近年特に上りカツオの減少が著しくなっている。

カツオは世界的に広く分布するが、その中心は熱帯から亜熱帯にかけてであり産卵場も同地域である。アーカイバルタグによる最新の研究では、東シナ海黒潮沿いルート、九州・パラオ海嶺ルート、伊豆・小笠原列島沿いルートの 3 つの推定北上ルートが確認されており、カツオは水温 20℃以下の水塊は避けることがわかってきた。

このことから、我が国周辺での漁獲は、熱帯・亜熱帯域での資源水準と北上回遊・漁場形成にかかわる海洋環境に影響される。中西部太平洋の熱帯から亜熱帯にかけての海域では、1980 年代からまき網によるカツオ漁が急増し、漁獲量は 160 万トンと大きく増加している。このことが、我が国周辺からカツオが減ったことの原因ではないかと本県カツオ漁業の関係者は訴え続けている。

2014 年に、WCPFC の科学委員会で、問題ないとされていたカツオ資源の科学的評価に「漁獲量は増加傾向であるが、資源量は減少傾向が続いている」こと、「赤道域における高い漁獲圧が資源の分布水域を減少させ、その結果高緯度水域への回遊が減少している懸念が生じている」との変化が生じた。

2015 年には、WCPFC 年次総会で、減少したカツオ資源を初期資源量の 50% (300 万トン) まで回復させることなど、カツオ資源に関する長期管理目標が初めて合意された。

しかしながら、目標の達成に向けての具体的なカツオ資源の管理措置が示されていないことや、我が国周辺への来遊の増加が見込める水準は初期資源量の 60% (約 380 万トン) と言われており、まだまだ課題がある。

よって、国におかれては、カツオ資源を未来に残すとともに、日本の食文化を守るためにも、次の事項を実施するよう強く求める。

- 1 漁獲量規制や隻数制限などの実効ある具体的な管理措置を早期に構築すること。
- 2 長期管理目標を 60%までに引き上げること。



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

内閣総理大臣 }  
農林水産大臣 } 様

議発第7号

意見書議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に「共謀罪の創設に反対する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年3月17日

高知県議会議長 武石利彦 様

提出者 高知県議会議員 塚地佐智

同 中根佐知

同 吉良富彦

同 米田稔

## 共謀罪の創設に反対する意見書

政府は「テロ対策」の名目で共謀罪を新設するため、組織犯罪処罰法改定案を国会に提出しようとしている。この法案は、これまで3回にわたり国会に提出されたものの、実際の犯罪行為がなくても相談や計画しただけで処罰される危険な内容に、国民の強い反対を受け3回とも廃案となったものである。

今回、共謀罪ではなく「テロ等準備罪」と名称を変えたことや、対象を絞り込むなどとして過去の共謀罪とは違うと強調しているが、国会審議を通じても、同法案の危険な本質に変わりがないことが浮き彫りになっている。

同法案の処罰対象は「組織的犯罪集団」に限るとされているが、安倍首相は「組織的犯罪集団」の「法令上の定義はない」ことを認めている。法務省は「正当に活動する団体」でも「犯罪を行う団体に一変したと認められる場合」には処罰の対象との見解を示している。「一変した」との判断は、捜査機関に事実上委ねられる。これでは、捜査機関の解釈や裁量で、労働組合や市民団体でも対象にされかねない。

政府が、共謀罪をテロ対策に必要なだとする根拠の一つにしている「国際組織犯罪防止（TOC）条約」締結のためという理由も説得力を失っている。TOC条約のもともとの主眼は、マフィアなどによる経済犯罪を念頭にしたものであり、「テロ対策」が目的ではない。加えて、日本は既にテロ防止のための13の国際条約を締結し、57の重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法を持っており、同法案が「テロ対策」のために必要だとする口実は崩れている。

共謀罪の本質は「犯罪を行うことを相談、計画した」というだけで処罰をするところにある。政府は資金準備など「準備行為」をしたという要件を新たに付け加えることで「相談、計画」だけで処罰されることはないと説明している。しかし、準備行為は極めて曖昧で、相談参加者の1人が「準備」をすれば適用されるとしている。これでは、他の「参加者」にとっては「準備行為をしなくても犯罪とされる」ことには変わらない。

共謀罪の創設で、犯罪に関係のない国民の人権やプライバシーが侵される監視社会への道が一層強まることも懸念される。

よって、国におかれては、共謀罪を創設しないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 武 石 利 彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

} 様

議発第8号

意見書議案の提出について

平成29年2月高知県議会定例会に「南スーダンPKOに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

平成29年3月17日

高知県議会議長 武石利彦 様

提出者 高知県議会議員 塚地佐智

同 中根佐知

同 吉良富彦

同 米田稔

## 南スーダンPKOに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書

政府は、昨年11月、「駆けつけ警護」と「宿营地共同防護」の新任務を付与した陸上自衛隊の部隊を南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派遣した。

この間、防衛省は、南スーダンPKOの陸自部隊が、2016年7月、数百人が死亡したといわれる首都ジュバでの大統領派（政府軍）と前副大統領派との大規模戦闘の状況を記録した日報などの文書を公表した。文書は、7月の戦闘の様子を、「TK（戦車）射撃含む激しい銃撃戦」（11日日報）、「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」（陸自派遣部隊の上級部隊である中央即応集団司令部12日報告）などの表現で、生々しく伝えている。日報からは、事態が悪化した場合には、「ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止」や「ジュバ市内での大量のIDP（国内避難民）の発生」（11日日報）を予想するところまで戦闘が激化していたことがうかがえる。

自衛隊のPKO派遣に関しては、紛争当事者間で停戦合意が成立しているなどの「PKO参加5原則」が守られていることが前提条件となっている。しかしながら、上記7月の戦闘を受けて、反政府勢力の指導者である前副大統領は「和平合意と統一政権は崩壊した」と表明し、国連特別調査報告書では「停戦合意は崩壊している」と断定するなど、自衛隊の「PKO参加5原則」が保たれておらず、緊迫した状況が現在も続いている。自衛隊は創設以来、一人の戦死者も出さず、一人の外国人も殺していない。この歴史に汚点を残さず、自衛隊員の命を守る点からも、緊迫した状況が続く南スーダン共和国から一刻も早く撤退することが求められる。

また、南スーダン情勢に関する一連の国連報告書は、政府軍がPKO部隊に対し、移動妨害や要員の拘束、襲撃など敵対的行為を組織的、継続的に行っていると指摘している。「駆けつけ警護」の新任務を付与された陸自部隊が政府軍に武器を使用すれば、日本政府の解釈からも違憲の武力行使となる。

よって、国におかれては、「PKO参加5原則」が保たれず、自衛隊員の命を危険にさらす南スーダンPKOから自衛隊を直ちに撤退させるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 武石利彦

内閣総理大臣 }  
防衛大臣 } 様

## 常 任 委 員 指 名 案

(議席順、敬称略)

総務委員会	危機管理文化厚生委員会	商工農林水産委員会	産業振興土木委員会
土居 央	久保 博道	上田 貢太郎	田中 徹
加藤 漠	浜田 豪太	今城 誠司	依光 晃一郎
坂本 孝幸	西内 健	横山 文人	武石 利彦
明神 健夫	弘田 兼一	梶原 大介	浜田 英宏
三石 文隆	桑名 龍吾	土森 正典	池脇 純一
西森 雅和	黒岩 正好	大野 辰哉	橋本 敏男
前田 強	石井 孝	中内 桂郎	高橋 徹
坂本 茂雄	上田 周五	下村 勝幸	米田 稔
野町 雅樹	中根 佐知	塚地 佐智	金岡 佳時
吉良 富彦			

# 議 会 運 営 委 員 指 名 案

(議席順、敬称略)

土 居 央

横 山 文 人

坂 本 孝 幸

桑 名 龍 吾

三 石 文 隆

土 森 正 典

西 森 雅 和

石 井 孝

橋 本 敏 男

米 田 稔



平成29年3月17日

高知県議会議長 武石利彦様

高知県議会	総務委員会委員長	桑名龍吾	印
同	危機管理文化厚生委員会委員長	加藤 漠	印
同	商工農林水産委員会委員長	明神健夫	印
同	産業振興土木委員会委員長	西内 健	印
同	議会運営委員会委員長	土森正典	印

継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総務委員会

- 1 県行政の企画調整に関する事。
- 2 県の総合開発に関する事。
- 3 広報に関する事。
- 4 行財政運営に関する事。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関する事。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関する事。
- 7 統計に関する事。
- 8 県の財産に関する事。
- 9 学校教育及び社会教育に関する事。
- 10 体育・スポーツの振興に関する事。
- 11 文化財の保護に関する事。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関する事。
- 13 出納に関する事。

#### 危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関する事。
- 2 健康及び保健衛生に関する事。
- 3 社会福祉に関する事。
- 4 社会保障に関する事。
- 5 文化振興に関する事。
- 6 国際交流に関する事。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関する事。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関する事。
- 9 人権に関する事。
- 10 情報化の推進に関する事。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関する事。
- 12 病院事業の運営に関する事。

#### 商工農林水産委員会

- 1 商業に関する事。
- 2 工鉱業に関する事。
- 3 計量に関する事。
- 4 労働に関する事。
- 5 科学技術の振興に関する事。
- 6 農業に関する事。
- 7 森林及び林業に関する事。
- 8 自然環境の保全に関する事。
- 9 環境衛生に関する事。
- 10 公害の防止に関する事。
- 11 海洋及び水産業に関する事。
- 12 主要食糧の需給調整に関する事。

#### 産業振興土木委員会

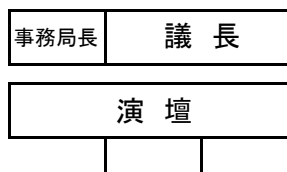
- 1 産業振興計画に関する事。
- 2 地域振興に関する事。
- 3 公共交通に関する事。
- 4 観光に関する事。
- 5 道路及び河川に関する事。
- 6 都市計画に関する事。
- 7 住宅及び建築に関する事。
- 8 港湾その他土木に関する事。

#### 議会運営委員会

- 1 議会の運営に関する事。
- 2 次期議会の会期、日程等に関する事。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事。
- 4 議長の諮問に関する事。

議席の一部変更(案)

変更しようとする議席	議 員 名	現在の議席番号
1	下村 勝幸	32
2	野町 雅樹	33
3	上田 貢太郎	1
4	今城 誠司	2
5	久保 博道	3
6	田中 徹	4
7	土居 央	5
8	浜田 豪太	6
9	横山 文人	7
10	加藤 漠	8
11	坂本 孝幸	10
12	西内 健	11
13	弘田 兼一	12
14	明神 健夫	13
15	依光 晃一郎	14
16	梶原 大介	15
17	桑名 龍吾	16
18	武石 利彦	17
19	三石 文隆	18
20	浜田 英宏	19
21	土森 正典	20
22	西森 雅和	21
23	黒岩 正好	22
24	池脇 純一	23
25	石井 孝	24
26	大野 辰哉	25
27	橋本 敏男	26
28	前田 強	27
29	高橋 徹	28
30	上田 周五	29
31	坂本 茂雄	30
32	中内 桂郎	31
33	金岡 佳時	38



1 下村	2 野町	3 上田 <small>(貢)</small>
---------	---------	----------------------------

4 今城	5 久保	/	25 石井	26 大野
---------	---------	---	----------	----------

27 橋本	33 金岡	/
----------	----------	---

6 田中	7 土居	8 浜田 <small>(豪)</small>
---------	---------	----------------------------

9 横山	10 加藤	11 坂本 <small>(孝)</small>	28 前田	29 高橋
---------	----------	-----------------------------	----------	----------

34	/	/
----	---	---

12 西内	13 弘田	14 明神
----------	----------	----------

15 依光	16 梶原	22 西森	30 上田 <small>(周)</small>	31 坂本 <small>(茂)</small>
----------	----------	----------	-----------------------------	-----------------------------

35	/	/
----	---	---

17 桑名	18 武石	19 三石
----------	----------	----------

20 浜田 <small>(英)</small>	21 土森	23 黒岩	24 池脇	32 中内
-----------------------------	----------	----------	----------	----------

36	37	/
----	----	---

委員会審査結果一覧表

議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
第 1 号	平成29年度高知県一般会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
		危機管理文化厚生委員会	〃	〃
		商工農林水産委員会	〃	〃
		産業振興土木委員会	〃	〃
第 2 号	平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算	総務委員会	原案可決	全会一致
第 3 号	平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算	総務委員会	〃	〃
第 4 号	平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算	総務委員会	〃	〃
第 5 号	平成29年度高知県用品等調達特別会計予算	総務委員会	〃	〃
第 6 号	平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算	総務委員会	〃	〃
第 7 号	平成29年度高知県県債管理特別会計予算	総務委員会	〃	〃
第 8 号	平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算	総務委員会	〃	〃
		商工農林水産委員会	〃	〃
		産業振興土木委員会	〃	〃
第 9 号	平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 10 号	平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 11 号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	商工農林水産委員会	〃	〃
		産業振興土木委員会	〃	〃
第 12 号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 13 号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 14 号	平成29年度高知県県営林事業特別会計予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 15 号	平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 16 号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 17 号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算	産業振興土木委員会	〃	〃
第 18 号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算	産業振興土木委員会	〃	〃
第 19 号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	総務委員会	〃	〃
第 20 号	平成29年度高知県電気事業会計予算	危機管理文化厚生委員会	〃	〃

第 21 号	平成29年度高知県工業用水道事業会計予算	危機管理文化厚生委員会	原案可決	全会一致
第 22 号	平成29年度高知県病院事業会計予算	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 23 号	平成28年度高知県一般会計補正予算	総務委員会	〃	〃
		危機管理文化厚生委員会	〃	〃
		商工農林水産委員会	〃	〃
		産業振興土木委員会	〃	〃
第 24 号	平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第 25 号	平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第 26 号	平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第 27 号	平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第 28 号	平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 29 号	平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 30 号	平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 31 号	平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 32 号	平成28年度高知県県営林事業特別会計補正予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	産業振興土木委員会	〃	〃
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	産業振興土木委員会	〃	〃
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	総務委員会	〃	〃
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 39 号	高知県債権管理条例議案	総務委員会	〃	〃
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
		危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃

第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	原案可決	全会一致
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	〃	〃
第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案	総務委員会	〃	〃
第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	産業振興土木委員会	〃	〃
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	危機管理文化厚生委員会	原案可決	賛成多数
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	原案可決	賛成多数
議発第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案	商工農林水産委員会	原案可決	全会一致

平成29年2月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第1号	平成29年度高知県一般会計予算	原案可決	29.3.17
第2号	平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算	〃	〃
第3号	平成29年度高知県給与等集中管理特別会計予算	〃	〃
第4号	平成29年度高知県旅費集中管理特別会計予算	〃	〃
第5号	平成29年度高知県用品等調達特別会計予算	〃	〃
第6号	平成29年度高知県会計事務集中管理特別会計予算	〃	〃
第7号	平成29年度高知県県債管理特別会計予算	〃	〃
第8号	平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算	〃	〃
第9号	平成29年度高知県災害救助基金特別会計予算	〃	〃
第10号	平成29年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃	〃
第11号	平成29年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計 予算	〃	〃
第12号	平成29年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計 予算	〃	〃
第13号	平成29年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第14号	平成29年度高知県県営林事業特別会計予算	〃	〃
第15号	平成29年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会 計予算	〃	〃
第16号	平成29年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第17号	平成29年度高知県流域下水道事業特別会計予算	〃	〃
第18号	平成29年度高知県港湾整備事業特別会計予算	〃	〃
第19号	平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	〃	〃
第20号	平成29年度高知県電気事業会計予算	〃	〃
第21号	平成29年度高知県工業用水道事業会計予算	〃	〃
第22号	平成29年度高知県病院事業会計予算	〃	〃
第23号	平成28年度高知県一般会計補正予算	〃	〃
第24号	平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算	〃	〃
第25号	平成28年度高知県用品等調達特別会計補正予算	〃	〃
第26号	平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算	〃	〃
第27号	平成28年度高知県県債管理特別会計補正予算	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 28 号	平成28年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	原案可決	29. 3. 17
第 29 号	平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	〃	〃
第 30 号	平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 31 号	平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 32 号	平成28年度高知県県営林事業特別会計補正予算	〃	〃
第 33 号	平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 34 号	平成28年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	〃	〃
第 35 号	平成28年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	〃	〃
第 36 号	平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	〃	〃
第 37 号	平成28年度高知県電気事業会計補正予算	〃	〃
第 38 号	平成28年度高知県病院事業会計補正予算	〃	〃
第 39 号	高知県債権管理条例議案	〃	〃
第 40 号	高知県国民健康保険運営協議会条例議案	〃	〃
第 41 号	高知県子ども食堂支援基金条例議案	〃	〃
第 42 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 43 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 44 号	高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 45 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 46 号	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 47 号	高知県がん対策推進条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 48 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 49 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 50 号	高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 51 号	高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 52 号	高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 53 号	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 54 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案	〃	〃



事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 55 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	原案可決	29. 3. 17
第 56 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 57 号	高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 58 号	高知県宅地建物取引業審議会条例を廃止する条例議案	〃	〃
第 59 号	県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案	〃	〃
第 60 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 61 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 62 号	包括外部監査契約の締結に関する議案	〃	〃
第 63 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	〃	〃
第 64 号	高知県監査委員の選任についての同意議案	同 意	〃
議 発 第 1 号	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案	原案可決	〃
議 発 第 2 号	高知県議会議員の議員報酬及び議会からの議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案	〃	〃
議 発 第 3 号	指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 4 号	無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書議案	〃	〃
議 発 第 5 号	ニホンウナギ資源の適切な管理と持続的な利用に関する意見書議案	〃	〃
議 発 第 6 号	カツオ資源の実効ある管理措置の強化に関する意見書議案	〃	〃
議 発 第 7 号	共謀罪の創設に反対する意見書議案	否 決	〃
議 発 第 8 号	南スーダン PKO に派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書議案	〃	〃

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長 武 石 利 彦

議 長 浜 田 英 宏

副 議 長 梶 原 大 介

議 員 加 藤 漠

議 員 西 森 雅 和

議 員 野 町 雅 樹

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

議 長

副 議 長

議 員

議 員

議 員